

官報

号外 昭和三十年三月三十日

○第二十二回 衆議院会議録第九号

昭和三十年三月三十日(水曜日)

議事日程

第九号

午後二時開議

昭和三十年三月三十日

第一 海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)

● 本日の会議に付した案件

日程第一 海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国営競馬特別会計法を廃止する法律案(内閣提出)

期限の定のある租税に関する法律

につき当該期限を変更するための法律案(内閣提出)

国営整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案(内閣提出)

海上保安庁法の一部を改正する法律

海上保安庁法の一部を改正する法律

海上保安庁法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項ただし書中「又は法務省」を削る。

第三十二条中「刑事訴訟法」を「刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)」に改める。

この法律は、公布の日から施行す

る。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

昭和三十年三月三十日 衆議院会議録第九号 海上保安庁法の一部を改正する法律案 国営競馬特別会計法を廃止する法律案

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

第一 海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)

● 保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長(宮澤龍勇君)

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)

海上保安庁においては、職員の教育

機関として、吳市に海上保安大学校及

び海上保安調練所、舞鶴市に海上保安

学校を設置し、海上保安大学校におい

ては幹部職員の養成を、海上保安学校

においては中堅職員に対する専門教育

を、海上保安調練所においては船橋の

下級乗組員の養成をそれぞれ実施して

参りましたが、今回、行政機構簡素化

の一環といしまして、海上保安調練

所を廃止し、かわりに海上保安大学校に

成に当らしめようとするのが、本案案

の骨子であります。

なお、政府は、この海上保安調練所

及び海上保安学校」を「及び海上

保安学校」に改める。

第三十二条中「刑事訴訟法」を「刑

事訴訟法(昭和二十三年法律第百三

号)」に改める。

この法律は、公布の日から施行す

る。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。〔異議なし」と呼べり、署あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

1 この法律は、昭和三十年四月一日から施行する。

2 国営競馬特別会計法(昭和二十四年度分の収入支出並びに昭和二十九年度及び昭和二十一年度の決算に關しては、なお前例による。

3 この法律の施行の際、國営競馬特

別会計に属する資産、現金及び昭和二十九年度分の収入金の係係利を除く。及び負債(昭和二十九年度中に支払義務の生じた支払金等)に關する特例の期限を廃止す

るための法律案(内閣提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、國営競馬特別会計法を廃止す

るための法律案、期限の定のある租税に関する法律案(内閣提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、國営競馬特別会計法を廃止す

るための法律案、期限の定のある租税に関する法律案(内閣提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、國営競馬特別会計法を廃止す

るための法律案、右三案を一括議題と

して、この際委員長の報告を求めて、その審議を進められることを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼べり、署あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

4 前項の規定により一般会計に帰結するもののほか、國営競馬特別会計に属するものとされるものとす。

5 藤田の昭和二十四年法律第百五十三号の一部を次のように改正する。

6 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一項中「國営競馬特別会計」を削る。

6 藤田の昭和二十四年法律第百五十三号の一部を次のように改正する。

第一項中「國営競馬特別会計」を削る。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

文教委員会

理事 竹尾 式君 (理事、竹尾式)

君去る二十六日委員会付任

につきその補欠

一、昨二十五日議長において、次の常

任委員の許任を許可した。

内閣委員

松岡 松平君 竹尾 式君

地方行政委員 松山 義雄君

文教委員 植木度子郎君 小金 義照君

木下 哲君 背木 正君

農林水産委員 大西 正道君

運輸委員 堀内 一雄君 小金 義照君

千算委員 久野 忠治君

地方行政委員 寄木 正君

文教委員 久野 忠治君

大西 正道君

農林水産委員 松山 義照君

運輸委員 木下 哲君

植木度子郎君

一、昨二十九日議長において、次の通

り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

堀内 一雄君 小金 義照君

千算委員 久野 忠治君

地方行政委員 寄木 正君

文教委員 久野 忠治君

大西 正道君

農林水産委員 松山 義照君

運輸委員 木下 哲君

植木度子郎君

一、去る二十八日參議院に送付した内

閣提出案は次の通りである。

自転車競技法等の臨時特別に関する事項

法律の一部を改正する法律案

捕獲審査所の検定の再審査に関する事項

法律の一部を改正する法律案

放送法第三十七条规定に基づ

き、国会の承認を求めるの件

昭和三十年度一般会計暫定予算

昭和三十年度特別会計暫定予算

昭和三十年度外九名提

出

は次の通りである。

国有林整備臨時措置法の一部を改

正する法律案(篠田弘作君外九名提

出)の法律案(篠田弘作君外九名提

出)

三月三十一日第三種郵便物 司

昭和三十年三月二十六日

法務委員長 世耕 弘一

衆議院議長益谷秀次殿

國政調査承認要求書

一、調査する事項

税制に関する事項、金融に関する事項、外國為替に関する事項、国有財産に関する事項、専売事業に関する事項、田園事業に関する事項、造幣事業に関する事項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する事項

二、調査の目的

税制改正、金融政策確立、外國為替管理、国有財産の管理、専売印刷造幣各事業の運営及び補助金等の予算執行を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、資料の要求、関係方面より説明並びに意見聴取等

四、調査の期間

昭和三十年三月二十八日

決算委員長 上林與市郎

衆議院議長益谷秀次殿

一、昨二十九日議員から提出した質問

主意書は次の通りである。

恩給法に関する質問主意書(横山利秋君提出)

一、去る二十八日内閣から次の答弁書

を受領した。

衆議院議員並木芳雄君提出老朽住宅

住居者に対する住宅対策に関する質

問に対する答弁書

〔参考〕

老朽住宅住居者に対する住宅対策に関する質問主意書

策に関する質問主意書

本会期中

右によつて国政に関する調査を致し

り承認を求める。

昭和三十年三月二十六日

大蔵公員長 松原喜之次

一、歳入歳出の実況に関する事項

内閣総理大臣 堀山 一郎

二、国庫に於ける取扱いに関する事項

衆議院議員並木芳雄君提出老朽住

宅住居者に対する住宅対策に関する質

問に対し、別紙答弁書を送付す

る。

昭和三十年三月二十八日

内閣総理大臣 堀山 一郎

二、国庫に於ける取扱いに関する事項

衆議院議員並木芳雄君提出老朽住

宅住居者に対する住宅対策に関する質

問に対し、別紙答弁書を送付す

る。

昭和三十年三月二十八日

内閣総理大臣 堀山 一郎

三、政府内閣機関の取扱いに関する事項

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出老朽住

宅住居者に対する住宅対策に関する質

問に対し、別紙答弁書を送付す

る。

定価 一部

十五円

発行所

東京都新宿区下谷本町五

大藏省印刷局

電話番号五

三、調査の方法

関係各方面より意見聴取、資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致し

たいから衆議院規則第九十四条によ

り承認を求める。

四、調査の期間

昭和三十年三月二十八日

決算委員長 上林與市郎

衆議院議長益谷秀次殿

一、昨二十九日議員から提出した質問

主意書は次の通りである。

恩給法に関する質問主意書(横山利秋君提出)

一、去る二十八日内閣から次の答弁書

を受領した。

衆議院議員並木芳雄君提出老朽住宅

住居者に対する住宅対策に関する質

問に対する答弁書

〔参考〕

老朽住宅住居者に対する住宅対策

の建設を行つている。

なほ質問の三鷹市大沢における

住宅について、調査の結果、当

該住宅(九棟五百四十六坪、現在居住

世帯数六十三世帯)は、大蔵省興東

財務局立川出張所の管理の下にある

ものでその処分その他の問題につい

て現在居住者と管理者の間において

交渉が行われつゝあるので、その結果

をまつて善処することいたしました

右答弁する。

〔参考〕

老朽住宅住居者に対する住宅対策

の策に関する質問主意書

右によつて国政に関する調査を致し

り承認を求める。

昭和三十年三月二十六日

大蔵公員長 松原喜之次

一、歳入歳出の実況に関する事項

内閣総理大臣 堀山 一郎

二、国庫に於ける取扱いに関する事項

衆議院議員並木芳雄君提出老朽住

宅住居者に対する住宅対策に関する質

問に対し、別紙答弁書を送付す

る。

昭和三十年三月二十八日

内閣総理大臣 堀山 一郎

三、政府内閣機関の取扱いに関する事項

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出老朽住

宅住居者に対する住宅対策に関する質

問に対し、別紙答弁書を送付す

る。